

## 政策目的随意契約の実施（随意契約前の公表）

富山県がシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約を締結するにあたり、次のとおり地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号の規定により随意契約を行うので、富山県会計規則第 100 条第 2 項第 2 号の規定により次のとおり公表する。

平成 24 年 3 月 30 日

富山県知事 石 井 隆 一

### 1 随意契約する事項

#### (1) 役務の名称

- ①畜産研究所試験ほ場の農作業委託
- ②畜産研究所種畜供給センター豚舎の清掃及び飼育業務管理
- ③畜産研究所ふれあい動物園の飼養管理業務
- ④畜産研究所堆肥袋詰め業務

#### (2) 役務の内容

- ①試験ほ場の農作業等
- ②豚舎の清掃及び飼育業務
- ③ふれあいゾーン畜舎等の清掃並びに糞尿の処理業務
- ④畜産研究所で生産される牛糞堆肥袋詰め業務

#### (3) 役務の提供を受ける期間

- ①平成 24 年 4 月 2 日 から 平成 25 年 3 月 29 日
- ②平成 24 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 3 月 31 日
- ③平成 24 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 3 月 31 日
- ④平成 24 年 4 月 1 日 から 平成 25 年 3 月 31 日

### 2 契約の相手方の選定の基準

- ・ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するシルバー人材センターであること。
- ・ 役務の提供を受ける場所に所在するシルバー人材センターであること。

### 3 契約の相手方の決定方法

- ・ 該当するシルバー人材センターに見積書の提出を求め、予算の範囲内であるか確認のうえ契約する。

### 4 その他